



事 務 連 絡

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

令和 8 年 1 0 月 3 0 日まで保存

東京都教育庁指導部指導企画課安全教育担当課長 殿
東京都生活文化局私学部私学行政課長 殿
東京都都民安全総合対策本部総合推進部
交通安全対策担当課長 殿

警視庁交通総務課
課長代理（交通安全担当）
工 藤 忠 雄

子供の自転車事故防止について（依頼）

貴台におかれましては、平素から交通安全活動はもとより警察業務の各般にわたり、深い御理解と御協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、当庁では、重大交通事故が増加傾向にある年末期に向けて、子供の交通事故防止対策を強化推進しているところですが、今月に入り、都内において、自転車に乗った児童・生徒と高齢歩行者が衝突し、転倒した高齢歩行者が死亡するといった大変痛ましい重大事故が 2 件発生いたしました。

過去には、児童が高齢歩行者と衝突し、重傷を負わせ約 9,500 万円の損害賠償を命ぜられたケースも報告されております。

自転車は便利な移動手段である一方、車両の仲間として交通ルールを守る義務を負っています。経験や知識の浅い児童等に交通ルールを正しく理解させ、守らせることや交通事故の加害者・被害者にならないための教育は、非常に重要であります。

つきましては、業務多忙のところとは存じますが、児童・生徒に対し、下記内容について指導を徹底していただくようお願いいたします。

- ・自転車安全利用五則をはじめとした交通ルールの周知
- ・交通事故により被る不利益（高額賠償等による経済的負担等）
- ・自転車保険（個人賠償責任保険）への加入
- ・家庭内での交通ルールについての話し合い

併せて、保護者に対しましても、別添チラシの配布や保護者向けメールの配信を行うなど、交通事故抑止に向けた家族ぐるみでの意識付けを促進していただきますようお願い申し上げます。



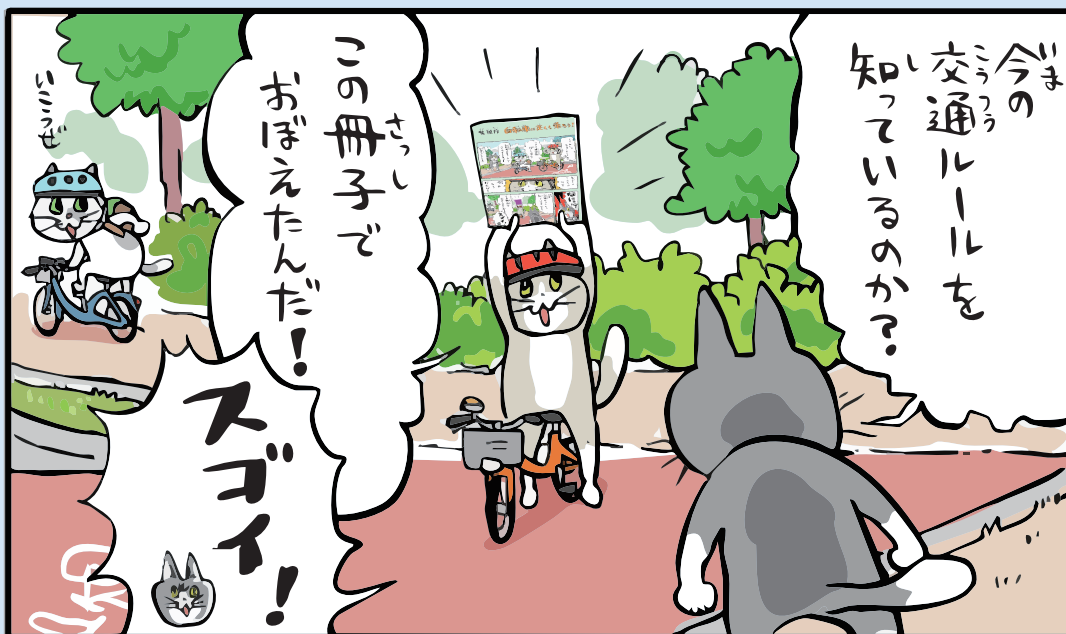
問合せ先

警視庁交通総務課 交通安全対策第二係

佐々木警部 電話 03(3581) 4321 内線 50361



けいしちょう 警視庁 自転車に正しく乗ろう!

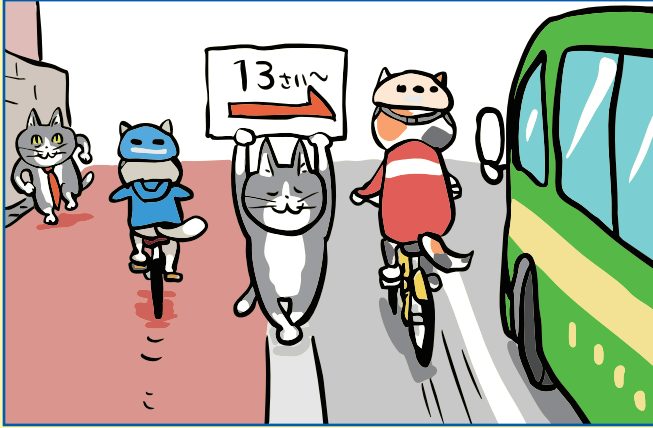


1

車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、車道の左側を通ることが決まっていますが、子供(13歳未満)が自転車に乗るときは、歩道を通ることができます。



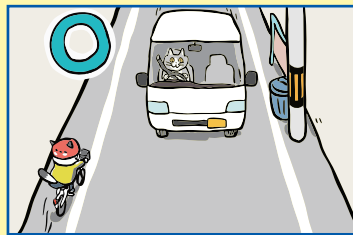
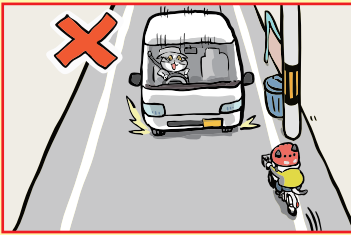
保護者の方へ

大人(13歳以上)が自転車で歩道を通行できるのは、道路標識や道路標示によって自転車が歩道を通行することができる場合と、車道を通行することが危険でやむを得ない場合などです。

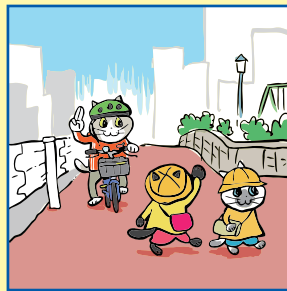
ただし、70歳以上の人と身体の不自由な人も、子供と同じように歩道を通ることができます。(道路交通法第63条の4、道路交通法施行令第26条、交通の方法に関する教則)



●車道を通るときは、左側を通ります。

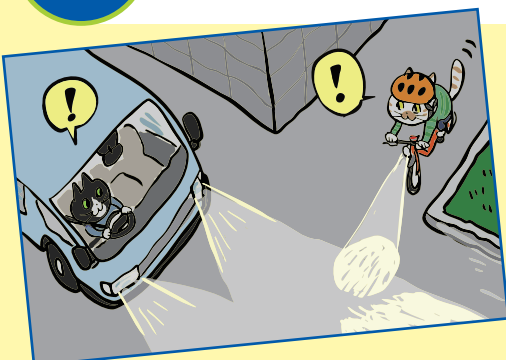


●歩道は歩いている人が優先です。歩道を通るときは車道側に寄って通行し、歩いている人のぼう害になりそうなときは止まりましょう。



3

夜間はライトを点灯



夜はライトをつけましょう。

4

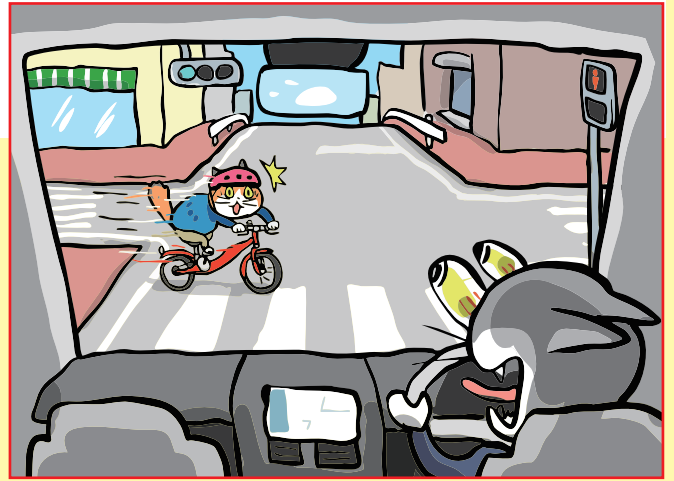
飲酒運転は禁止

お酒を飲んで自転車を運転してはいけません。



2

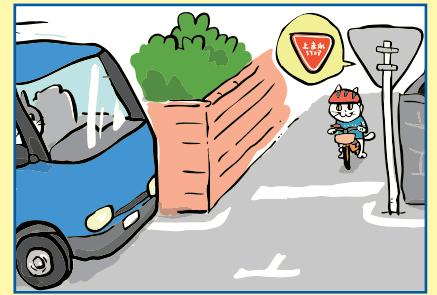
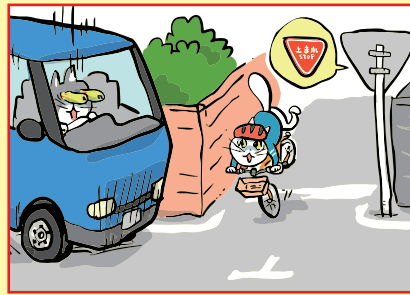
こう さ てん しん ごう いち じ てい し
交差点では信号と一時停止
を^{まも}守って、安全確認^{あん ぜん かく にん}



●^{しん ごう}信号は必ず^{かなら}守り^{まも}ましょう。

てん しゃ 自転車の つう 通ルール

じ てん しゃ あん ぜん
自転車安全
り よう こ そく
利用五則



と ひようしき どうろ と か
「止まれ」の標識や、道路に「止まれ」と書いているときは、
かならず と あん ぜん かく にん さ ゆう み
必ず止まって安全を確認しましょう。左右が見えにくい交
さ てん とお さ ゆう あん ぜん かく にん
差点を通るときは、しっかり左右の安全を確認しましょう。

5

ちやく よう
ヘルメットを着用



じ てん しゃ の
自転車に乗るとき
は、ヘルメットをか
ぶりましょう。



保護者の方へ

子どもを自転車に同乗させるときや子供が自転車を運転するときは、子どもに乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。(道路交通法第63条の11)



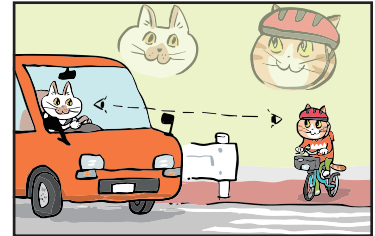
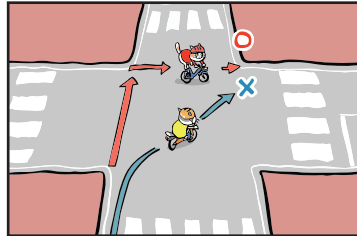
交差点や横断歩道での注意

！交差点を右に曲がる時

自転車は、交差点をななめにわたることはできません。道路の左側に寄って交差点の向こう側まで真っすぐに進み、安全を確認して直角に曲がります。

【交差点をわたるとき】

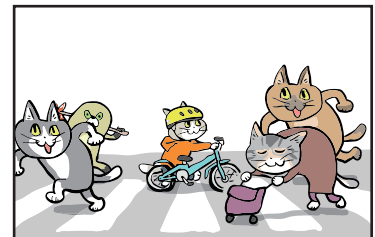
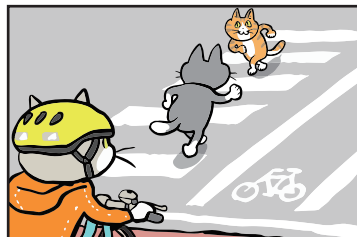
車の運転手さんが気づいていないこともありますので、運転手さんが自分に気づいているか確認してからわたりましょう。



！横断歩道をわたるとき

●横断歩道に自転車のマークと線があるときは、その中を通してわたりましょう。

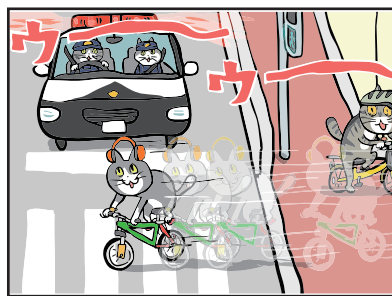
●横断歩道に自転車のマークと線がないときは横断歩道を通れますが、歩いている人のぼう害になりそうなときは自転車からおりて、自転車を押してわたりましょう。



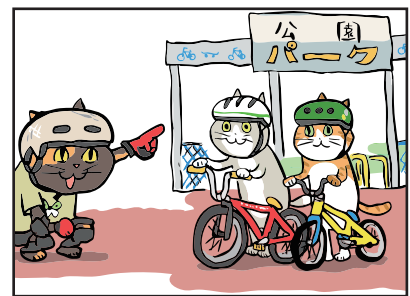
！そのほかに注意すること



かさ
傘をさしたままや、物をもったまま
の
乗ってはいけません。



イヤホンで音楽をきいたりなど、まわりの声
や音が聞こえないようにしてはいけません。

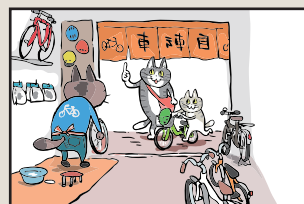


ブレーキがきかない自転車に乗っては
いけません。

保護者の方へ

お子さんが乗る自転車を点検して、不良な部分がある場合には、自転車販売店などで、整備をしましょう。東京都では、自転車利用者の対人賠償保険等への加入が義務となっています。

(東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例)



条例に関して詳しくは

東京都 自転車条例

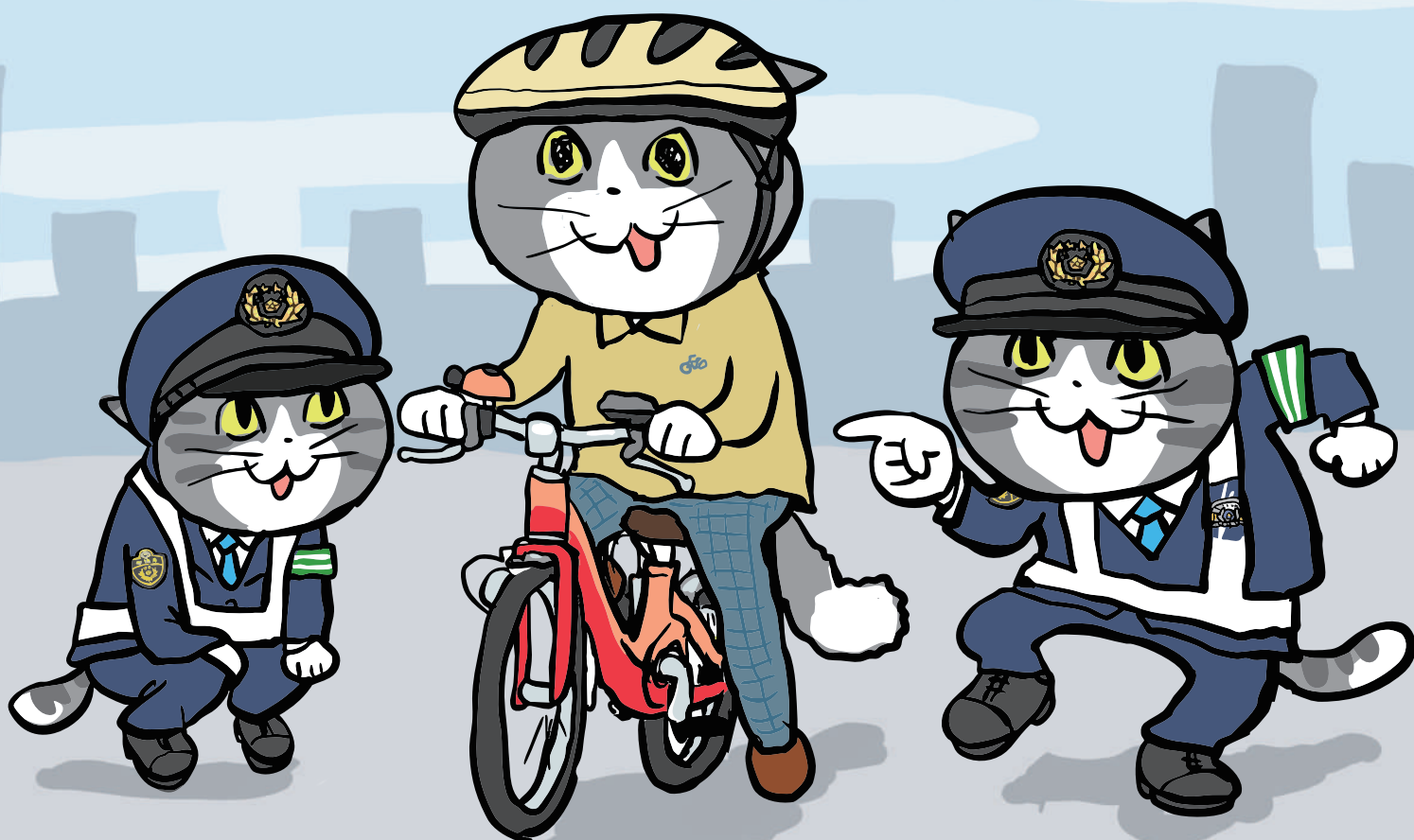
検索





警視庁

自転車^①の正しい乗り方



自転車
安全利用
五則 

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、
安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

自転車 安全利用 五則

1

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

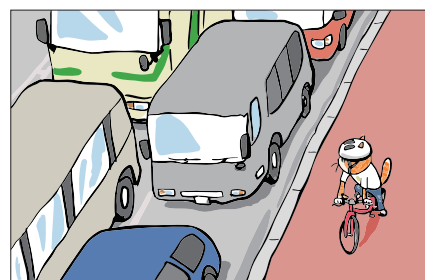
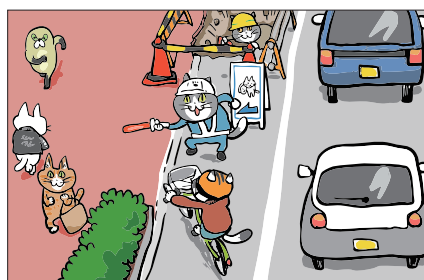
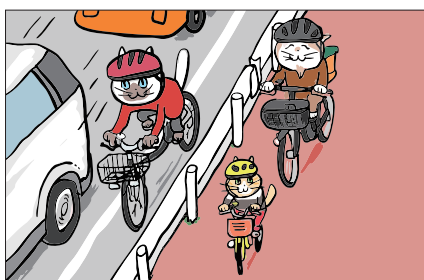
車道が原則、ただし、以下の場合は
歩道を通行することができます



歩行者優先

「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行可」の標識

- 歩道に「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行可」の標識、標示があるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき
- 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅が狭いなどのために追越しをしようとする自動車などの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき〔道路交通法第63条の4、道路交通法施行令第26条〕



左側を通行

道路（車道）の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければなりません。

〔道路交通法第17条〕

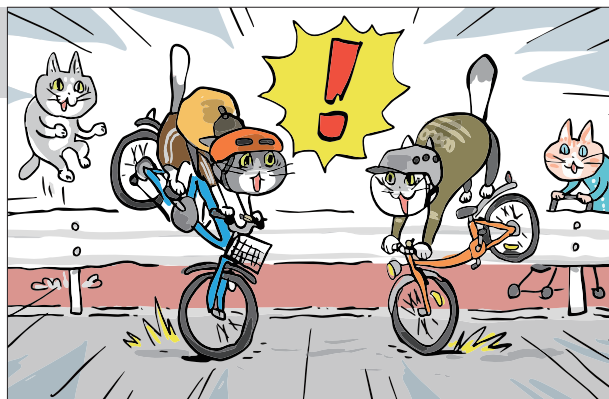
罰則 3ヶ月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

〔道路交通法第18条1項〕

自転車道がある場合は、工事などの場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。

〔道路交通法第63条の3〕

罰則 2万円以下の罰金又は科料

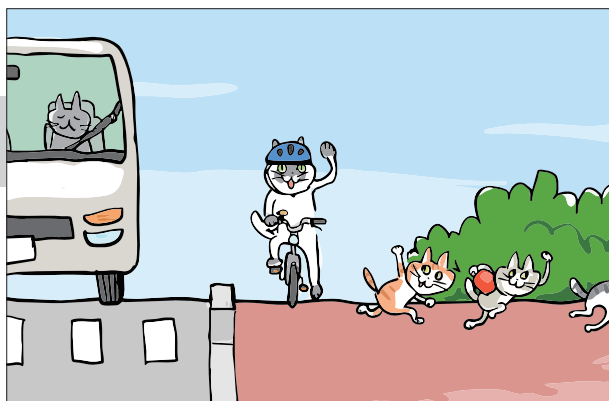


歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。

〔道路交通法第63条の4〕

罰則 2万円以下の罰金又は科料



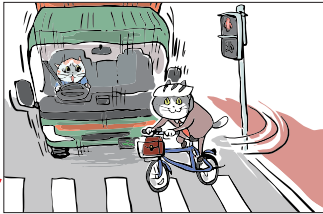
2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号遵守

対面する信号機に必ず従わなければなりません。

(道路交通法第7条、道路交通法施行令第2条)

罰則 3ヶ月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

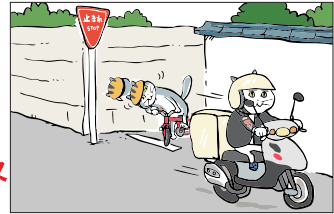


一時停止

一時停止標識がある場所では、必ず止まって安全確認をしましょう。

(道路交通法第43条)

罰則 3ヶ月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

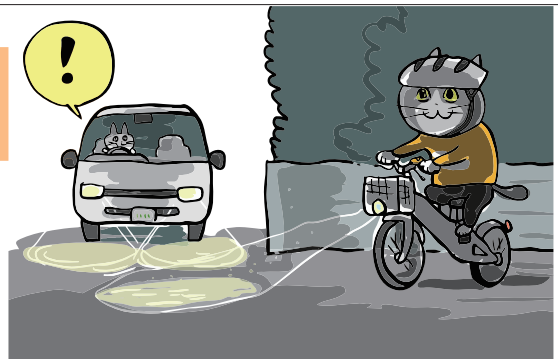


3 夜間はライトを点灯

夜間は必ず前照灯をつけましょう。

[道路交通法第52条、道路交通法施行令第18条、東京都道路交通規則第9条]

罰則 5万円以下の罰金

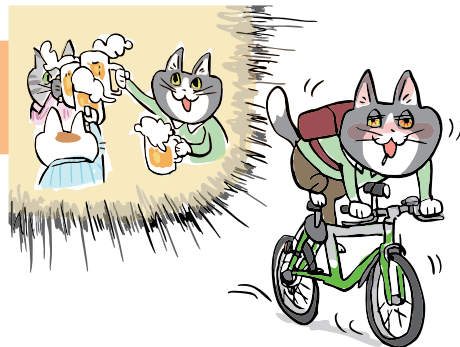


4 飲酒運転は禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。

[道路交通法第65条]

罰則 5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金(酒酔い運転の場合)
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金(酒気帯び運転の場合)



5 ヘルメットを着用

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。

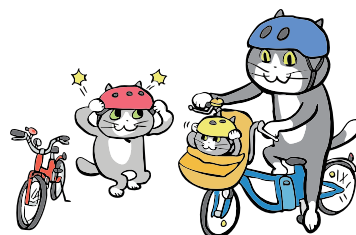
[道路交通法第63条の11第1項]

自転車の運転者は、幼児等を自転車に同乗させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

[道路交通法第63条の11第2項]

児童等の保護者は、児童等が自転車を運転するとき、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

[道路交通法第63条の11第3項]



禁止事項

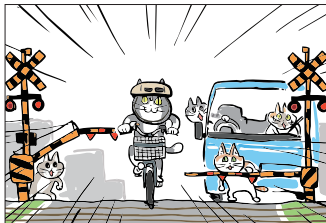
ルールを守って安全運転を心掛けましょう！

しゃ断踏切立入り

踏切の遮断機が閉じようとしていたり、警報機が警報している間は、踏切に入ってはいけません。

[道路交通法第33条]

罰則 3ヶ月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

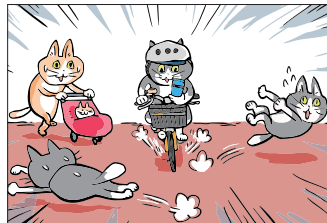


携帯電話使用運転

自転車を運転しながら携帯電話を手で持って通話したり、メール等をしてはいけません。

[道路交通法第71条第5号の5]

罰則 6ヶ月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金

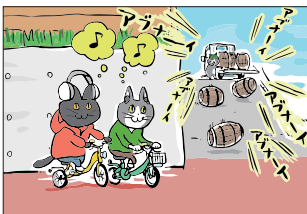


イヤホン等使用運転

イヤホン等を使用して音楽を聴くなど、運転上必要な周りの音や声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。

[道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条]

罰則 5万円以下の罰金

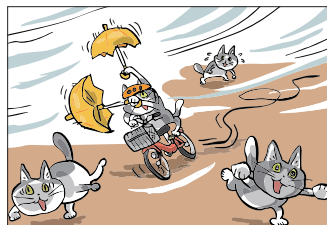


傘差し運転

傘を差す、物を持つなどの行為で視野を妨げたり、安定を失うような方法で自転車を運転してはいけません。

[道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条]

罰則 5万円以下の罰金

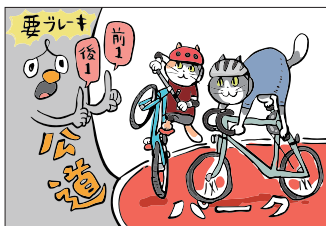


ブレーキ不良(備えていない)自転車運転

ブレーキは前車輪と後車輪ともに備えていなければなりません。

[道路交通法第63条の9、道路交通法施行規則第9条の3]

罰則 5万円以下の罰金

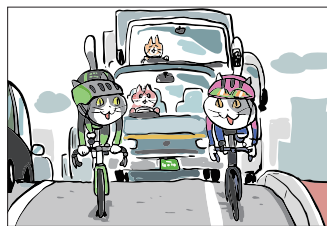


並進走行

他の自転車と並んで通行することはできません。

[道路交通法第19条]

罰則 2万円以下の罰金又は科料



!! 子どもを自転車に同乗させる時は乗せ方のルールを守りましょう

乗車人数

原則として運転者以外の人を乗せることができません。ただし、次の場合は幼児を同乗させることができます。
[道路交通法第57条、東京都道路交通規則第10条]

1 一般の自転車

16歳以上の運転者は、幼児用座席を設けた自転車に小学校就学の始期に達するまでの者を一人に限り乗車させることができます。

※運転者はさらに幼児(6歳未満)1人を子守バンド等で背負って運転できます。



2 幼児2人同乗用自転車

16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者2人を乗せる場合には、「幼児2人同乗用自転車」(運転者のための乗車装置及び幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車)を使わなければなりません。「幼児2人同乗用自転車」ではない自転車の前後には、幼児用座席を取り付けて乗車させることはできません。

※座席に2人を同乗させた場合には、運転者は幼児を背負って運転することはできません。



自転車の 交通 ルール



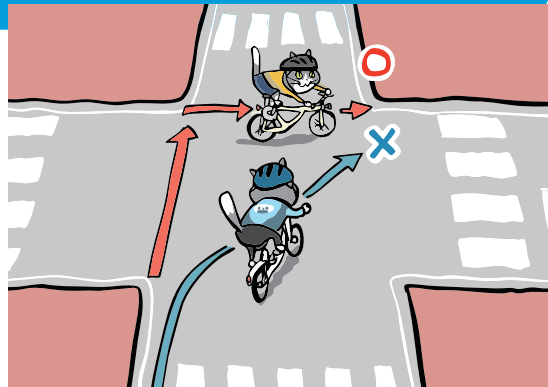
交差点で右折するとき

できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側までまっすぐ進み、十分速度をおとして曲がらなければなりません。

〔道路交通法第34条〕

二段階右折

信号機のある交差点を右折する場合は、青信号で交差点の向こう側までまっすぐ進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。



道路の横断

自転車横断帯

道路を横断しようとするときは、その付近に自転車横断帯がある場合は、それによって横断しなければなりません。交差点に自転車横断帯があるときは、この横断帯を進行しなければなりません。

〔道路交通法第63条の6、第63条の7〕

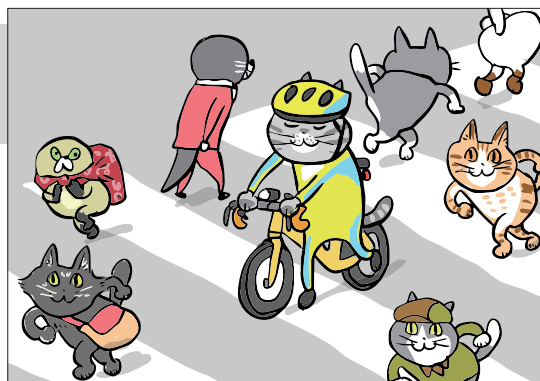


横断歩道

(自転車横断帯が設置されていない)

横断歩道は歩行者のための場所ですので、横断歩道上に歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、自転車に乗ったまま通行できますが、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、自転車から降りて押して横断するようにしてください。

〔交通の方法に関する教則〕



自転車が従うべき信号

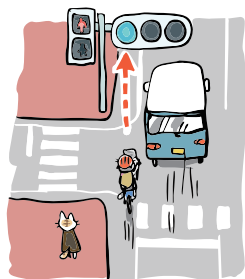
信号機

信号は、対面する信号機に従わなければなりません。

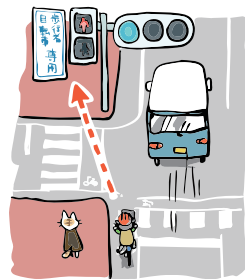
〔道路交通法第7条、道路交通法施行令第2条〕

「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合は、車道を通行する自転車も歩行者用信号機に従わなければなりません。

〔道路交通法施行令第2条〕

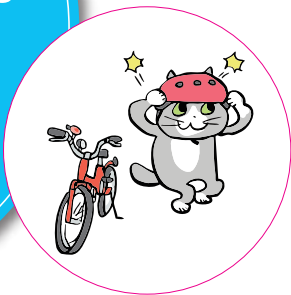


「歩行者・自転車専用」の表示がない場合
※ただし、歩道を走っている場合は歩行者用信号を見る。



「歩行者・自転車専用」と表示されている場合

自転車に乗るときは 必ずヘルメットを かぶりましょう



※写真は一例です。ヘルメットはメーカーにより種類・色・型・サイズが様々です。お近くの販売店でぜひお手にとって見てください。

自転車用ヘルメットは、安全性を示す
マークの付いたものを使いましょう！

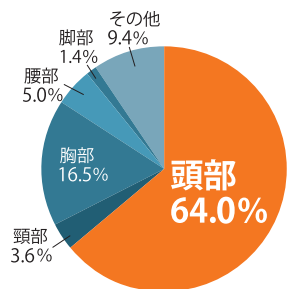
<マークの例>



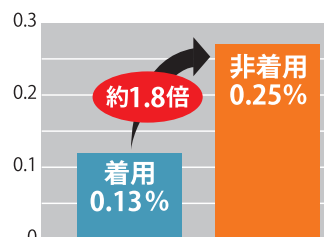
JCF公認・推奨マーク
公益財団法人日本自転車競技連盟



SGマーク
一般財団法人製品安全協会



自転車乗用中死者の損傷主部位比較
(東京都内 令和2年～令和6年中)



ヘルメット着用状況別の致死率
(東京都内 令和2年～令和6年中)



自転車利用者は、対人賠償保険等への加入が義務です

東京都では、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となっています。

※東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

条例に関して詳しくは

東京都 自転車条例

検索



自転車の走行位置を示す道路標示・マーク



「普通自転車専用通行帯」

設置されている場所は自転車専用通行帯を走行してください！
相互通行はできません。道路左側の設置部分を走りましょう！



「自転車ナビマーク」

車道を通行する自転車は自転車ナビマークに沿って車道の左側を通行！逆行は×！



「自転車ナビライン」

車道を通行する自転車は自転車ナビラインのある交差点では、自転車ナビラインに従って通行！右折する際は二段階で！



自転車運転者講習制度



危険行為を繰り返す

3年以内に法律で定められた危険行為（信号無視等の16類型）を2回以上繰り返す。

公安委員会からの受講命令

公安委員会から、該当者に対し、自転車運転者講習を受けさせるための受講命令書が交付される。

自転車運転者講習の受講

自転車運転者講習の受講（3時間）
受講料金6,150円。命令に従わない場合5万円以下の罰金



まいにち だの
毎日楽しくすごすための

3つのやくそく



どうろ
道路に
とびださない

ともだち よ
友達が呼んでいても、

ころ
ボールが転がっても、

ぜったい と だ
絶対に飛び出さない！



あおしんごう
青信号でも
ゆだんしない

みぎ ひだり みぎ み
右・左・右をよく見てから

おうだんぼどう わた
横断歩道を渡る！

て たか あ わた
手を高く上げて渡る！



じてんしゃ
自転車の
ルールをまもる

ヘルメットをかぶる！

まわ み ばしょ
周りが見えにくい場所や

「とまれ」の場所で止まる！



保護者の皆様へお願いです
～お子様が無事に「ただいま」と帰れるように～

自転車・歩行者のルールを繰り返しお子様に教えてください。
実際にお子様と普段使う道を通り、安全確認がきちんとでき
ているかチェックしてあげましょう。子供と同じ目の高さ
で見て、見通しの悪い場所や通行量が多い場所をどのよ
うに通行すればいいか、具体的に教えてあげてください。



こうつうあんぜんじょうほう

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちょう

警視庁公認
交通安全
情報サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！
TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>



東京都内で自転車を利用するみなさんへ



東京都の条例※¹では、**自転車**利用中の事故により、

**他人にケガをさせてしまった
場合などの損害を賠償できる保険等**※²

への加入が義務となっています!!

※¹東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

※²自転車利用中の対人賠償事故に備える保険・共済
以下「自転車損害賠償保険等」と表記



安全安心を推進する
マスコットキャラクター
みまもりいぬ

自転車 利用者

自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する
自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

保護者

未成年のお子さんが自転車を利用するときは、
自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する
自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

自転車での 高額加害事故例

賠償金額	事故の概要
約9,521万円	自転車（小学生11歳）と歩行者（62歳）との正面衝突により歩行者が後遺障害を負った事故
約9,266万円	自転車（高校生）と自転車（会社員24歳）との衝突により会社員が後遺障害を負った事故
約6,779万円	自転車と横断歩道を横断中の歩行者（38歳）との衝突により歩行者が脳挫傷により3日後に死亡した事故

既に参加している保険等に付帯されている場合もあるので、
裏面のチェックシートで、自転車損害賠償保険等への加入状況を
チェックしてみましょう! →

裏面へ



東京都



自転車の安全利用を
推進するロゴマーク

自転車損害賠償保険等

(個人賠償責任保険、日常生活賠償責任保険、賠償責任共済など
保険会社等によって名称は異なります。)

への加入状況をチェック !!



下記①～⑨のいずれかの保険・共済に加入していますか?
(保険証券等でご確認ください)

はい

加入している下記①～⑨の保険・共済に
自転車損害賠償保険等に相当する補償が付帯されていますか?

はい

すでに
自転車損害賠償保険等に
加入しています。

わからない

ご契約の保険会社・共済に
ご確認ください。

※相当する補償がない場合には、
加入が必要です。

いいえ

いいえ

未加入です !!

自転車損害賠償保険等への
加入が必要です。

確認いただく保険・共済契約		保険・共済に加入するときのチェックポイント
①「自転車保険」(傷害保険とのセット商品)		①事故相手への賠償の保証金額は十分か
②自動車保険(特約)		②示談交渉サービスは付いているか (自身が加害者となった場合 保険金支払いの対象となる賠償事故について、 相手方との示談交渉を保険会社が代行)
③火災保険(特約)		③保険の対象となる人は誰か (個人型、家族型など)
④傷害保険(特約)		④補償が重複している保険はないか (火災保険と自動車保険の両方に 賠償責任補償が付帯されているなど、 加入中の保険について把握することが大切)
⑤クレジットカード(付帯保険特約)		⑤自身のケガなどに関する補償は必要か (死亡、後遺障害、傷害)
団体 保険	⑥会社・区市町村等の団体保険	
	⑦PTAの保険など学校・大学で募集する保険	
	⑧交通安全協会の自転車会員として加入している保険	
⑨TSマーク付帯保険		点検、整備に付帯した自転車向け保険です。 有効期間は点検基準日から1年間です。更新を忘れずに! TSマークの色により補償条件が異なります。 緑色TSマークは、全ての人身事故が賠償責任補償の 支払対象で、示談交渉サービスが付いています。



自転車損害賠償保険等の種類などの詳細は、東京都都民安全推進部のHPをご確認ください。

都民安全 保険

検索

